

No.	質 問	回 答
1	請求書の押印を不要とすることができるのはいつからか。	令和6年8月1日以降に提出された請求書から対象となります。
2	すべての請求書が押印不要となるのか。	法令等により押印を求められるものは、押印不要の対象外となります。 不明な場合は、担当部署に確認してください。
3	請求書への押印を不要とすることができる場合とは。	<p>次の（１）及び（２）の要件を満たす場合に押印を不要とすることができます。</p> <p>ただし、インボイス登録をされていない請求者は（２）の要件を除きます。</p> <p>（１）請求者の住所、氏名（法人又は団体の場合は名称及び所在地）及び連絡先（電話番号）を記載する。</p> <p>（２）インボイス登録番号（適格請求書発行事業者登録番号）を記載する。</p> <p>法人又は団体の場合、代表者氏名の記載有無は問いません。</p> <p>提出された請求書の内容確認のため、必要に応じて担当部署から連絡をする場合があります。</p> <p>記載は手書きでも差し支えありませんが、消せる筆記具の使用は不可とします。</p>
4	押印不要となるのはどのような印か。	法人印（角印）、代表者印（実印）、担当者印などのすべての印です。
5	請求者の連絡先は携帯電話番号でもよいか。	固定電話の設置がない場合は、携帯電話番号を記載してください。 平日、日中に電話対応が難しい場合などは、メールアドレスも記載してください。
6	請求に関わる委任書類（受領委任等）なども押印不要となるのか。	請求に関わる委任者及び受任者について、本 Q & A の No.3 などの回答に従って記載されているものは、押印を不要とすることができます。 法令等により押印を求められるものは、押印不要の対象外となります。

No.	質 問	回 答
7	従来どおり押印した請求書を提出してもよいか。	押印のある請求書の取扱に変更はありませんので、従来どおり代表者印（実印）を押印の上原本を提出してください。
8	押印を不要とした請求書に誤りがあった場合、訂正することはできるか。	原則として請求書の差替えが必要となります。金額の訂正はできません。
9	押印を不要とした請求書を電子メールで提出してもよいか。	電子メールによる提出も可能です。送信先メールアドレスは担当部署に確認してください。 請求書は改ざん防止のため P D F 形式の添付ファイルで内容が鮮明に読取れるものとし、送信後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。 なお、請求に関する事務担当者の氏名又は氏は、請求書提出時のメール本文に記載することもできます。
10	データ化された印影のある請求書を電子メールで提出してもよいか。	請求書の印影の有無に関わらず、本 Q & A の No. 3 や No. 9 などに従って作成の上提出してください。
11	押印を不要とした請求書を F A X で提出してもよいか。	送信内容が不鮮明で読取りしづらい場合があるため、F A X による提出は不可とします。